



拝啓

陽春の候、ますますご健勝のほどお喜び申し上げます。いつも格別なお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

事務所通信も第28号目となりました。お仕事の合間に御一読いただければ幸いです。春の到来とはいえ、朝晩まだまだ冷え込みます。どうぞご自愛ください

敬具

～今回のテーマ「役員の任期は何年がいいの？」～

一般的に、株式会社の取締役の役員は、就任後2年以内の決算期に関する定時総会終結の時まで、監査役の任期は、就任後4年以内の決算期に関する定時総会終結の時までとなっています。(ちなみに、合同会社と特例有限会社には任期がありません)

しかし、株式の譲渡について一定の制限を設けている会社は、任期を最長10年まで延ばす事ができます。定款を変更することによって任期を伸ばすこともできますし、最近では会社設立時にあらかじめ任期を伸ばす事も多くあります。

2年という任期は意外とすぐに過ぎますし、任期が切れたまま役員変更登記をしないでいると「過料」という罰金が来くる事があります。これに対して、任期を例えば10年にしておくと、その間は任期満了による役員変更登記申請をしなくても良いため、登記費用を節約する事ができます。

それでは一番長い最長10年の任期にしておくのが良いのでしょうか？実はそうとも限りません。よく、会社設立登記などの際にお客様から「役員の任期には何年くらいが丁度良いのか？」と質問を受けるのですが、当事務所では、家族や親族のみが役員の場合は最長の10年をお勧めしています。しかし、家族や親族以外の例えば、友人や社員を役員にする場合は2年～5年程度にする事をお勧めしております。

それは、任期期間中に役員と不仲になることや、役員にしていた従業員が退職してしまう場合があるからです。

普通の従業員の場合はただ退職手続きをすればよいですが、会社と役員の場合は、役員自ら辞任してもらるか、会社側から解任することになります。この場合、役員がすんなり辞任してくれるとは限らないので、万が一辞めてくれない場合には、解任手続きをする事になります。

解任は株主総会の議決で行う事ができますが、会社の登記簿謄本に「解任」と記載されるため、取引先から「会社内部で何かトラブルが？」とあらぬ疑いをかけられたり、正当な理由のない解任の場合は解任された役員から会社に損害賠償請求をされたりと、トラブルになる事があります。

このように、友人や従業員を役員にしている場合は、途中で何が起こるかわからないため、任期を長くすることはあまりお勧めしておりません。任期を短めに設定しておけば、任期満了による退任として円満退社とすることができますので争いごとは起きにくくなります。

役員の任期を変更するには、定款を変更することになりますので株主総会での決議が必要です。その件については裏面にて詳細をお話し致します。

(寺西 広)

入学式の思い出

4月になりやっと春らしくなってきましたね。春といえば入学式や入社式のシーズンですが、皆様は当時の事を覚えていらっしゃいますか？

私が記憶に残っているのは大学の入学式です。何を着ていこうか迷ったのですが「大学の入学式だし、皆きっと華やかなはず…」と考えました。母も私に便乗して「春だし、会社の上社式じゃないから」と後押ししてくれたので、淡い桜色のワンピースとジャケットのスーツを購入しました。

ところが、当日入学式に向かっているとされる学生さんたちはなんと黒やグレーのリクルートのスーツ姿！「まずい、完全に間違った…」私と母は入学式場をスルーしてデパートへ直行し、グレーのスーツを買ってその場で着替えました。

早めに家を出ていたのでも何とか入学式には間に合いましたが、一度も着用せずに役目を終えた可哀想な桜色のスーツが手元に残りました…。何事も下調べは重要ですね。

(矢野 絢美)





<株主総会で決議すること>

3月末に決算を迎えられた会社も多いのではないのでしょうか。定時株主総会は決算から2～3ヶ月以内に開催する必要がありますので、次は株主総会の時期となります。

この定時株主総会においては、決算書や貸借対照表等の承認決議が行われますが、他にも決議しておいた方がいい議題がある場合がありますので、今回はその事についてお話ししたいと思います。

まずは役員についてです。任期が満了する役員や辞任する役員がいる場合、役員に亡くなった方がいる場合など、新たに役員を選任する必要がある時は、忘れずにその決議も行いましょう。任期満了と同時に同じ人が選任された場合(重任)でも同様に改選の決議は必要です。

尚、役員の任期が数年前に切れている場合でも、改選されるまで役員としての権利義務は有している事になります。株主総会の際には忘れずに新しい役員を選任しましょう。

そして、メインテーマでも触れましたが、役員の任期を変更したい場合も株主総会で決議すれば可能ですので、任期を伸ばしたい場合や、任期を短くしたい場合には、一緒に決議しておきましょう。

次に気に留めておいていただきたいのが、商号や目的、本店の住所などを変更する場合です。よく、役員変更のご相談にいらっしやったお客様から「目的も追加したい」「商号も変えたい」等のご相談を受ける事があります。

定款に記載されている事項を変更する際には、株主総会での決議が必要となりますので、定時株主総会の際に一緒に決議しておけば、再度、臨時株主総会を開く必要がありません。また、役員変更と一緒に登記する事ができますので、手続きが一度で済みます。

ただし、商号に関しては同じ商号が他にないかどうかの調査が、目的に関しては許認可の必要な事業目的の場合、目的の書き方に決まりがある事がありますので、こちらも調査が必要となります。また本店の住所を変更する場合、定款の記載内容によっては、株主総会で決議しなければならない場合と、取締役会が設置されている場合には取締役会での決議だけで済む場合があるなど、手続きが異なりますので注意が必要です。会社に関する様々な変更をお考えの際には、定時株主総会の前にまず一度ご相談下さい。(寺西 広)

消費税率改定のお知らせ

皆様、日頃より格別のお引き立てをいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、2014年4月からの消費税率5%から8%への改定に伴い、当事務所の報酬も消費税率を変更することとなりました。

つきましては、まことに恐縮ながら、2014年4月1日より消費税率を5%から8%に改定させて頂きたく、ここにお知らせ申し上げる次第です。何卒ご了承くださいますとともに、今後とも変わらぬご愛顧のほど賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

編集後記

皆様、いつも事務所通信をお読みいただきまして有難うございます。事務所通信も第28号となりました。雪解けもすすみ、新年度も始まり、ようやく春らしくなってきましたが、インフルエンザがまだ流行しているようです。どうぞお気を付け下さい。

【お問い合わせ】

札幌市北区北9条西4丁目7番地4エルムビル10階
寺西広司法書士事務所内、事務所通信発行係

電話011-700-2151

FAX011-700-2152

HP <http://office-teranishi.jp>